

事務連絡
令和8年4月21日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

下水道管路の全国特別重点調査の結果公表及び今後の対応について（要請）

国土交通省では、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故を受け、3月18日付の事務連絡「下水道管路の全国特別重点調査について（依頼）」を通知し、対象となる下水道管理者にて全国特別重点調査を実施いただいているところですが、本日、2月末時点の実施状況や調査結果を別紙の通りとりまとめ、公表いたしました。

つきましては、今後の対応について下記のとおり速やかに実施いただきますようお願いいたします。

なお、本件に関して、別途、道路管理者に対し、事務連絡「下水道事業者による下水道管路の全国特別重点調査と補修等への協力について（要請）」を通知していることを申し添えいたします。

記

（１）未了箇所における速やかな調査や判定の実施

目視調査、打音調査、空洞調査等の実施やそれらの判定が未了の箇所については、引き続き安全確保に最大限留意しながら調査や判定を速やかに実施いただきますようお願いいたします。

（２）緊急度Ⅰと判定された箇所における速やかな対策の実施

緊急度Ⅰと判定された箇所については、1年以内の可能な限り早い時期において対策を実施いただく必要があるところ、道路管理者とも情報共有等の連携の上、迅速かつ適切に対策を実施いただきますようお願いします。

また、水位を下げるできない等の理由により、迅速な対策が実施できない場合には、道路陥没を防ぐために、巡視や空洞調査等の継続的な実施に加え、必要な地盤改良等を検討・実施いただきますようお願いします。

（３）異状箇所や空洞箇所における速やかな対策の実施

緊急度Ⅱと判定された箇所については、必要な応急措置を速やかに実施した上で５年以内に対策を実施いただく必要があるところ、その他、調査の結果、施設の異状を把握された箇所や空洞が確認された箇所を含めて、道路管理者とも情報共有等の連携の上、先送りすることなく、迅速かつ適切な対策を実施いただきますようお願いします。

（４）調査ができない箇所における速やかな対策の実施

水位を下げるできない等の理由により調査ができない場合には、道路管理者とも情報共有等の連携の上、道路陥没を防ぐために、巡視や空洞調査等の継続的な実施に加え、必要な地盤改良等を検討・実施いただきますようお願いします。

さらに、「下水道管路リダンダンシー確保計画の策定について」（令和８年３月３日付国水下第 90 号国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課長通知）を踏まえ、管路複線化や連絡管整備、貯留施設の増設、ポンプ設備の配置等、リダンダンシー確保に向けた対策を速やかに進めていただきますようお願いします。